

エステに関するトラブルに御注意ください!

～お試し体験のつもりが…～

「きれいになりたい」という気持ちをくすぐるエステの広告が多く見られます。

最近ではタウン誌やインターネット上で簡単に割引クーポン券が手に入るなど、気軽にエステを体験する傾向が見られますが、その一方でエステの契約や施術に関するトラブルも多く発生しています。

主な事例

- 無料体験だけのつもりが長時間強引に勧誘され、高額な契約をしてしまった。
- キャンペーン価格につられて長期のエステ契約をしてしまった。
- 友人を紹介するように強く迫られた。
- 広告どおりの効果が得られなかったのでやめたい。
- 施術後に肌が赤く腫れ上がってしまった。



アドバイス

本当に必要な契約か、支払可能な金額かどうかをよく考えて

エステの契約は長期間で高額になりがちです。「無料体験!」、「今だけお得な価格で!」などの言葉にひかれ、安易に契約をするのではなく、自分にとって本当に必要な契約か、支払可能な金額かどうかをよく考えるとともに、長期の契約や代金の一括払いには慎重に行いましょう。また、強引な勧誘を受けても不要であればきっぱりと断りましょう。

クーリング・オフ、中途解約ができます

エステは、特定商取引法に定める「特定継続的役務提供」に該当し、店舗契約であっても、法的に有効な契約書等を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフができます(契約期間が1か月を超え、5万円を超える金額の支払契約に限る)。また、クーリング・オフ期間が過ぎた場合であっても、法定の解約料を支払って「中途解約」ができます。

身体に異状を感じたら医療機関の受診を

施術によって皮膚トラブル等の身体の異状が現れた場合は、施術を中止し、すぐに医療機関を受診しましょう。

不安な場合やトラブルに遭った場合は、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう!



オレオレ詐欺を始めとした特殊詐欺に御注意ください!

平成27年中の県内における特殊詐欺被害の認知件数は875件、被害総額は約32億8千万円となり、2年連続で被害総額が30億円を超えました。今年に入ってから5月までに399件、被害総額は約16億円にのぼり、まだまだ多くの被害が発生しています。1件あたり約403万円の被害です。



- **自宅の固定電話は、留守番設定しておく!**
犯人は自分の声を残すことを嫌うため、在宅中でも留守番電話にしておきましょう。
- **家族であらかじめ、合い言葉を決めておく!**
飼い犬の名前など、家族しか知らない合い言葉で確認しましょう。
- **不審な電話を受けたら「かけ直す」と言って一度電話を切る!**
一人で判断せず、必ず家族や警察に相談しましょう。

このキーワードに注意!!

- 電話番号が変わった
- 小切手入りのカバンを紛失した
- 人妻を妊娠させ、示談金が必要
- 名義を貸してほしい
- 還付金があるから、ATMへ行って
- カード/現金を預かります

電話でお金を
要求されたら
詐欺を疑って
ください!



【特殊詐欺の被害防止のキャッチフレーズ】

【県民生活部地域安全課】

食べられるのに捨てられる食品ロスを減らそう

農林水産省・環境省の推計によると国内で年間632万トン(平成25年度)あると言われていて、これは、国民1人1日当たりの食品ロス量に換算すると、136グラムで、お茶碗1杯分のご飯の量に相当します。食品ロスは、スーパーやコンビニ、外食産業からの廃棄が多いと思われるかもしれませんが、632万トンの食品ロスのうち、約半分の302万トンが家庭から出ているのが実情です。一人一人が「もったいない」を意識して、日頃の生活を見直すことが重要です。

もったいない
食品ロス

今日から実践! 家庭でできる 食品ロス削減術

- **買物に行く前に冷蔵庫内などをチェック**
メモ書きや携帯・スマホで撮影した画像が有効
- **必要な食材はこまめにゲット**
食品ロスが多いのは野菜などの生鮮食品
- **調理の際には残っている食材から**
「いつか食べる」食品は食品ロス予備軍
- **野菜や果物の皮は厚むきしない**
生ゴミは減って、栄養は増える

ぼく、「ろすのん」だのん!
残さず食べてほしいのん!



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

【農林水産部食育推進課】

食中毒に注意しましょう!!

気温が高くなる夏期は、細菌(いわゆる、ばい菌)による**食中毒が数多く発生します**。それは、夏期の気温は細菌が増えるのに適していて、人に害を与えるまでの数にすぐに増えてしまうのも一因となっています。

食中毒を引き起こす細菌は、生鮮食品についていたり、人の手についた細菌が食品についていたりします。細菌性食中毒は、不適切な温度管理によって増えた食中毒菌や、食中毒菌が産生する毒素によって起こります。

食中毒予防の3原則を守りましょう!

1 細菌をつけない(清潔な取扱い)

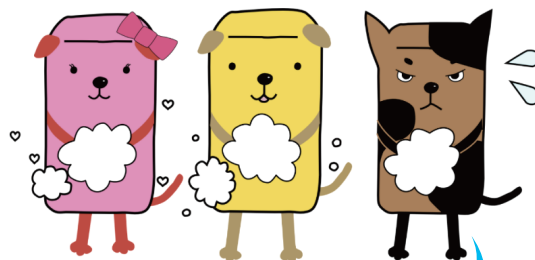
- 手や食材、使用器具をしっかりと洗う。
- 肉や魚は他の食材につけないように保管する。

2 細菌を増やさない(早く食べる・すぐ冷やす)

- 保存する場合は冷蔵庫、冷凍庫にすぐしまう。
- 冷蔵庫を過信せず、生ものや料理は早めに食べる。

3 細菌をやっつける(加熱する・消毒する)

- 加熱するときは中心部まで十分に加熱する。
- 包丁・まな板(使用器具)を熱湯で消毒する。



愛知県「あわあわゴッシーのうた(手洗いの歌)」に合わせて楽しく手洗いをして、食中毒を予防しましょう。
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/0000022473.html>

【健康福祉部生活衛生課】

今日からエコモビははじめませんか?

愛知県では、クルマ(自家用車)と電車、バス、自転車、徒歩などをかきこく使い分けるライフスタイルを「エコ モビリティ ライフ」(エコモビ)と名付けて、その普及・定着に取り組んでいます。日常の移動では、クルマの使用をできるだけ控え、環境にやさしい公共交通などを利用しましょう。



電車やバスの利用でCO2削減!

1人1km運ぶのに排出するCO2は、電車なら車の約9分の1、バスなら約3分の1です!

継続すればダイエットにも!

クルマで約25分の道のりを徒歩と電車で行く場合、カロリー消費量は約2倍になります。

知って得するエコモビ実践ガイド

<http://www.pref.aichi.jp/kotsu/ecomobi/>



【振興部交通対策課】

犬を迷子にさせないで!

飼い犬が、花火や雷の音に驚いて迷子にならないよう、注意しましょう。

アドバイス

- つないで飼う。
- 首輪、鎖、リード、ケージを定期的に点検する。
- 鑑札と注射済票を、必ず首輪などにつける。
- 迷子札やマイクロチップをつける。
- 花火大会や悪天候の日は、外飼いの犬も玄関先などへ入れる。



★飼い犬が迷子になった時は、速やかに動物保護管理センターと警察に連絡してください。

【健康福祉部生活衛生課】

熊本地震に便乗した 不審な電話等に御注意ください

平成28年熊本地震で被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。地震の発生後から義援金を募る不審な電話や訪問等に関する相談が寄せられています。

相談事例

- 義援金を募る電話があり、プリペイドカードを購入してその番号を知らせよう言われた。
- 自宅に役所を名乗る不審な訪問があり、義援金の支払を求められた。
- 義援金を募集する不審なメールが送られてきた。

公的機関が各家庭に電話や訪問等で義援金を求めることはありません。

義援金の名目で不審な電話や訪問等を受けた場合は、絶対に応じないようにしましょう。



平成28年度消費者教育推進 フォーラムに御参加ください!

参加料
無料

高等学校・中学校における消費者教育の取組事例の紹介及び講演を通じ、今後の消費者教育のあり方を考えるフォーラムを開催します。ぜひ御参加ください!

● 高等学校・特別支援学校対象

- 日時** 平成28年7月25日(月)13時30分から16時15分まで
- 場所** 愛知県三の丸庁舎 8F大会議室
- 講師** 椋山女学園大学現代マネジメント学部 東 珠実 教授

● 中学校・特別支援学校対象

- 日時** 平成28年8月1日(月) 9時30分から11時50分まで
- 場所** 愛知県自治センター 12F 会議室E
- 講師** 岐阜大学教育学部 大藪 千穂 教授

申込・お問合せ先

県民生活部県民生活課消費者教育・啓発グループ
電話:052-954-6603

※詳細は、あいち暮らしWEBを御覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/education/citizen.html>



暮らしのお役に立ちます 消費生活相談窓口の御案内

消費者ホットライン ☎188(イヤヤ!)

(身近な相談窓口につながります。)

愛知県

- 愛知県消費生活総合センター ☎(052)962-0999
- 尾張消費生活相談室 ☎(0586)71-0999
- 海部消費生活相談室 ☎(0567)24-9998
- 知多消費生活相談室 ☎(0569)23-3300
- 西三河消費生活相談室 ☎(0564)27-0999

※平成28年4月1日から東三河広域連合が消費生活相談業務を開始したことに伴い、東三河消費生活相談室及び新城設案消費生活相談室の消費生活相談業務は、平成28年3月末日をもって終了しました。



市町村

- | | |
|--------------------------------|---|
| ● 東三河消費生活総合センター ☎(0532)51-2305 | ● 知多半田消費生活センター ☎(0569)32-2444
(半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町) |
| ● 東三河消費生活豊川センター ☎(0533)89-2238 | ● 春日井市消費生活センター ☎(0568)85-6616
(市民活動推進課) |
| ● 東三河消費生活蒲郡センター ☎(0533)66-1204 | ● 豊田消費生活センター ☎(0565)33-0999 |
| ● 東三河消費生活田原センター ☎(0531)23-3818 | ● 安城市消費生活センター ☎(0566)71-2235 |
| ● 東三河消費生活新城センター ☎(0536)23-6260 | ● 西尾市消費生活センター ☎(0563)65-2161 |
| ● 名古屋市消費生活センター ☎(052)222-9671 | ● 犬山市消費生活センター ☎(0568)61-1800 |
| ● 岡崎市消費生活センター ☎(0564)23-6459 | ● 小牧市消費生活センター ☎(0568)76-1119 |
| ● 一宮市消費生活相談窓口 ☎(0586)71-2185 | ● 尾張旭市消費生活センター ☎(0561)53-2111 |
| ● 瀬戸市消費生活センター ☎(0561)88-2679 | |

※原則それぞれの市町内にお住まいの方を対象としています。

災害に便乗した悪質商法に御注意ください

発行/愛知県県民生活部県民生活課 ☎(052)954-6603

〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2

*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。

*発行月/平成28年7月